

改正

平成19年12月12日告示第106号

笠松町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、笠松町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画について
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について
- (4) その他生活交通の確保に関する必要な事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、笠松町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- (1) 笠松町長
- (2) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 運輸行政監督機関
- (6) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 交通会議の運営上必要と認められる者

2 交通会議に会長を置き、会長には笠松町長又はその指名する者を充てる。

- 3 会長は交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議は、委任状を含め、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 交通会議の議長は、会長が行う。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 交通会議を欠席する場合は、委任状（別記様式）を提出することができる。
- 7 交通会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、企画環境経済部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

附 則（平成19年12月12日告示第106号）

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

笠松町地域公共交通会議議長 様

住 所

団 体 名

団体の長

印

委 任 状

年 月 日に開催する笠松町地域公共交通会議における議事の審議
については、全てを下記の者に委任します。

記

1. 委任する者の氏名

2. 委任する者の所属・役職
